

奈良県教育委員会の権限に属する事務の一部委任と臨時代理に関する規則及び奈良県教育委員会事務局職員職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

奈良県教育委員会委員長 濱 上 和 康

奈良県教育委員会規則第九号

奈良県教育委員会の権限に属する事務の一部委任と臨時代理に関する規則及び奈良県教育委員会事務局職員職の設置に関する規則の一部を改正する規則

(奈良県教育委員会の権限に属する事務の一部委任と臨時代理に関する規則の一部改正)

第一条 奈良県教育委員会の権限に属する事務の一部委任と臨時代理に関する規則(昭和二十八年八月奈良県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二条中第十二号を削り、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の二を第十号とする。

(奈良県教育委員会事務局職員職の設置に関する規則の一部改正)

第二条 奈良県教育委員会事務局職員職の設置に関する規則(昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第七条の見出しを「(理事及び教育次長の職)」に改め、同条第一項中「教育次長」を「理事及び教育次長」に改め、同条第二項中「教育次長(業務担当)」を「理事」に改め、「総務福利課、生涯学習課、教職員課、保健体育課、全国高校総体開催推進室、文化財保存課及び文化財保存事務所」を「学校教育課、県立学校企画調整室、人権・社会教育課及び教育研究所」に改め、同条第三項中「(学務担当)」を削り、「教育企画課、学校教育課、県立学校企画調整室、人権教育課及び教育研究所」を「総務室、福利課、学校支援課、教職員課、保健体育課、全国高校総体開催推進室、文化財保存課及び文化財保存事務所」に改め、同条第四項中「教育次長」を「理事又は教育次長」に改める。

第九条第二項中「県立図書館情報館等」を「県立教育研究所等」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(奈良県立図書館情報館管理運営規則の廃止)

2 奈良県立図書情報館管理運営規則（平成十七年三月奈良県教育委員会規則第十八号）は、廃止する。

（奈良県立図書情報館公文書等の取扱いに関する規則の廃止）

3 奈良県立図書情報館公文書等の取扱いに関する規則（平成十七年三月奈良県教育委員会規則第十九号）は、廃止する。

（奈良県立青少年野外活動センター管理運営規則の廃止）

4 奈良県立青少年野外活動センター管理運営規則（昭和四十四年七月奈良県教育委員会規則第八号）は、廃止する。

（奈良県立橿原公苑管理運営規則の廃止）

5 奈良県立橿原公苑管理運営規則（昭和四十一年九月奈良県教育委員会規則第六号）は、廃止する。

（奈良県営プール管理運営規則の廃止）

6 奈良県営プール管理運営規則（昭和四十九年六月奈良県教育委員会規則第五号）は、廃止する。